

## 公益社団法人日本超音波医学会工藤賞選考内規

(令和3年11月26日制定)

(令和7年8月8日改正)

## 1 目 的

今後も、超音波医学会の発展のために指導的立場で十分な期間、活躍が期待できる者を顕彰することを目的とする。

## 2 名 称

工藤賞は、本会の発展を願って基金を寄付された工藤正俊博士を記念して、公益社団法人日本超音波医学会工藤賞と称する。

## 3 対 象

工藤賞を受ける者は、所定の書式により応募した本会会員より選定する。

## 4 選 考

一 工藤賞は、原則として毎年1件とする。

二 工藤賞の選考は、顕彰委員会の責任により行われる。ただし、選考対象者と直接利害関係を有する委員は選考に加わらない。

三 顕彰委員会は、工藤賞に応募した対象者について、各応募者の研究内容の独創性、研究実績（発表論文を含む）、学会への貢献度（委員会活動および学術集会における演題発表数、認定資格保持への指導実績等）、今後の学会および超音波医学への貢献の意欲の4項目を各5点満点で審査し、審査結果をもとに慎重に審議のうえ候補者を決定し、理事会へ推薦する。

四 理事会は、顕彰委員会より提出された候補者の中から受賞者を決定する。

## 5 表 彰

一 工藤賞に対する表彰を行い、賞状および副賞30万円（日本円）を贈呈する。

二 工藤賞受賞者名、受賞に至った業績などを本会ウェブサイト等に掲載する。

## 6 改 廃

この内規の改廃は、顕彰委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この内規は、令和3年11月26日から施行する。

## 附 則

この内規の改正は、令和7年8月8日から施行する。